

長 寿 - 3187
令和3年3月30日

各介護サービス事業所 管理者 様
各障害福祉サービス事業所 管理者 様

秋田県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

秋田県が実施する「たん吸引等研修」について（通知）

県では、平成24年度から社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたん吸引等を行うことができる介護職員等の養成を目的として、「たん吸引等研修事業」を社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）へ事業委託してまいりました。

これまで、当該研修の修了者は1,000名を超え、介護現場で必要な一定の配置が行われたこと、また、県事業以外に、たん吸引等研修を実施する「県が登録する研修機関」（以下「登録研修機関」という。）の登録が県内でも行われるなど、当初の事業目的を概ね達成する目途が立ったことから、令和3年度の研修の開催をもって、県の事業委託を終了することとしました。各事業所においては、今後の担当職員の養成計画の参考にしてください。

県では新たに、介護職員のたん吸引等の技術水準の維持向上のため、これまでの研修修了者を対象とした「フォローアップ研修」や、基本研修の修了者を対象とした「手技確認講習」、施設における指導者の養成を目的とした「指導看護師養成講習」等、たん吸引等の技術に関する質の向上等を目的とした事業の実施に向けて検討を進めることとしております。

現在、県社協には、令和4年度以降も登録研修機関として、引き続き、たん吸引等研修を実施してもらえるよう、検討していただいております。

また、たん吸引等研修を受講することができる登録研修機関は、現在、県内に2事業者ありますので、県のホームページで御確認ください。

なお、県内の登録研修機関で当該研修を受ける場合は、受講料等、自己負担が必要になることを申し添えます。

○登録研修機関掲載箇所

【第一号・第二号研修】

美の国あきたネットトップページ → 検索 → 「8579」と入力して検索
→登録研修機関について

【第三号研修】

美の国あきたネットトップページ → 検索 → 「9498」と入力して検索
→ 【喀痰吸引等研修】登録研修機関の登録手続きについて

なお、本件のお問い合わせについては、次の担当まで御連絡ください。

秋田県健康福祉部長寿社会課

担当 介護人材対策班 照井（4月以降）

介護保険班 和賀

（第一号・第二号研修関係）

TEL 018-860-1364

FAX 018-860-3867

秋田県健康福祉部障害福祉課

担当 地域生活支援班 進藤

（第三号研修関係）

TEL 018-860-1332

FAX 018-860-3866